

**V 教育課題****第13分科会 連携・接続****研究課題 家庭・地域等との連携と異校種間接続の推進における校長の在り方****分科会の趣旨**

先行きが不透明で、見通すことが難しい現代社会において、子どもたちを取り巻く課題はますます複雑化の様相を呈している。

それらの課題を解決し、子どもたちの望ましい成長を促すためには、学校と家庭・地域が一体となって取組を推進していく必要がある。しかし、地域コミュニティの弱体化に加え、つながりや支え合いの希薄化などにより、本来あるべき地域の教育力が低下してきている。また、子どもの貧困や子育てに不安をもつ保護者の増加など、家庭環境も大きく変化している。そのため、規範意識や他者とのコミュニケーション力が十分に育たず、いじめ等の問題行動の要因の一つになっている。

これらの課題は、学校現場のみならず社会総掛かりで対応する必要があり、望ましい子どもの育成及び、生徒指導上の課題へ対応するための地域基盤を再構築する取組が求められている。

また、「小1プロブレム」「中1ギャップ」と呼ばれる異校種間の接続上の課題も依然として存在する。子どもたちが入学時にうまく学校に適應できるようにするためにも、長いスパンで、同じベクトルで子どもたちの成長を積み上げていくためにも、異校種間の連携をより一層推進する必要がある。

校長は、地域の核としての学校の在り方を学校運営の基盤に位置付け、家庭・地域等との連携、異校種間の連携、それぞれの意味と役割を十分に自覚し、より円滑な接続や教育環境づくりを推進していく必要がある。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、子ども一人一人の将来を見据え、家庭・地域等との連携や異校種間の円滑な接続を推進するための具体的な方策と成果を明らかにする。

**研究の視点****(1) 家庭・地域等と連携し、特色ある教育活動を展開する学校づくりの推進**

これまでも学校は、教育資源を有効に活用しながら充実した教育活動を展開し「開かれた学校」づくりに取り組んできた。複雑化・多様化する子どもたちを取り巻く課題を解決していくためには、さらに一步踏み込んで、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換が必要である。そのためには、その地域に根ざした特色ある教育課程を編成し、地域と共に連携・協働し教育活動を推進していくことが求められている。

校長は、学校と家庭・地域等との連携・協働の関係を重視するとともに、教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に取り組むことができる教育課程を編成していく必要がある。

このような視点に立ち、家庭や地域等との相互理解や連携・協働を深め、特色ある教育活動を展開する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

**(2) 成長の連続性を生かした異校種間接続の推進**

子どもたちの成長は、それぞれの校種で完結させるのではなく、常に成長の積み上げを図っていかなければならない。

そのためには、それぞれの校種での「切れ目なく、線でつながる」ような教育活動が必要になってくる。それぞれの相互理解と、成長を連続させるための具体的な取組を推進することで「小1プロブレム」「中1ギャップ」といった課題も解決されていく。校長は、長期的な展望に立ち、子どもたちが各学校段階において、自身の能力を十分に発揮できるように、円滑な接続をより一層推進しなければならない。

このような視点に立ち、異校種間の成長の連続性を重視し、円滑な接続を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第13分科会 「連携・接続」

### 研究課題 「家庭・地域等との連携と異校種間接続の推進における校長の在り方」

#### 1. 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

先を見通すことが難しい社会の中で、新しい社会の在り方を想像することができる資質・能力を子どもたちに育むためには、「社会に開かれた教育課程」を実現し、教育環境や指導体制を充実させるとともに、家庭・地域との連携・協働を進めていくことが求められる。

中教審においては、1億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、平成27年12月に、教員改革、学校の組織運営改革、地域からの学校改革・地方創生を柱とする3つの答申を示しており、それを受けて文部科学省は答申の内容の具体化を着実に推進するべく平成28年1月に「次世代の学校・地域創生プラン」を策定した。

教員改革については、国、教育委員会、学校、大学等が目標を共有してお互い連携しながら、次の学習指導要領に向けて教員に求められる力を効果的に育成できるよう、教員に求められる能力を明確化する教員育成指標や、それを踏まえた研修方針の策定などを示している。

学校の組織運営改革については、複雑化・多様化する学校の課題への対応や、子どもたちに必要な資質・能力を育成するための教職員の指導体制の充実に加え、学校において教員が心理や福祉等の専門スタッフと連携・分担する体制の整備や、地域とつながり、地域と一緒に子どもたちの課題解決を図れるような教職員を育てる研修の充実や校内組織づくりを行いながら、学校のマネジメント機能の強化を図るとともに、学校の教育力・組織力を向上させ、学校が多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる場となるようにしていくことを示している。

地域からの学校改革・地方創生については、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む『地域とともにある学校』への転換を図るため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指して取組を一層推進・加速するとともに、次代の郷土を創る人材、学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し子育てできる環境づくり、学び合いを通じた社会的包摂という方向を目指して取組を進めることにより、学校と地域との組織的・継続的な連携・協働体制を確立していくことを示している。

また、28年8月に提示された中教審審議のまとめの中では、様々な生徒指導上の課題が早期化し、中学校からではなく、小学校高学年からの対応が必要になっているという指摘もあり、生徒指導上の課題について小と中が連携し、義務教育の9年間で子どもたちの望ましい成長を促すことの必要性も述べられている。さらには、外国語活動で、「各学校段階での学びを接続させること」「知識技能のみならず、外国語をどう使うか、外国語を通してどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という観点から小と中の連携接続の必要性に触れている。

これらは、「社会に開かれた教育課程」の実現を中心に据えて、一体的な改革を進めるものであり、今後、その進展と軌を一にしながら教育課程の改善を進めていく必要がある。

#### 2. 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 家庭・地域と連携し、特色ある教育活動を展開する学校づくりの推進

- ・地域と連携する教育活動の構築と校長の在り方
- ・学校、家庭、地域をつなぐ体制の創造と校長の在り方

##### (2) 成長の連続性を生かした異校種間接続の推進

- ・異校種間の望ましい連携の推進と校長の在り方
- ・成長の連続性を生かす連携・接続の推進と校長の在り方

### 3. 分科会の方向性と研究視点に関する資料

## 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）

中央教育審議会（平成27年12月21日）

### 第1章 教育改革，地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性

#### 第1節 ポイント

- ◆ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域社会の教育力の低下や，家庭教育の充実の必要性が指摘されている。また，子供たちの規範意識等に関する課題に加え，学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況。
- ◆ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学習指導要領の改訂や，チームとしての学校の実現，教員の資質能力の向上等，昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において，学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。
- ◆ これからの厳しい時代を生き抜く力の育成，地域から信頼される学校づくり，社会的な教育基盤の構築等の観点から，学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり，そのことを通じ，社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

#### 第2節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方 ポイント

- ◆ これからの学校と地域の連携・協働の姿として，以下の姿を目指す。
  - 地域住民等と目標やビジョンを共有し，地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換
  - 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら，学校，家庭及び地域が相互に協力し，地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築
  - 学校を核とした協働の取組を通じて，地域の将来を担う人材を育成し，自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」の推進
- ◆ 上記の姿を具現化していくためには，学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築が必要。

#### 1. コミュニティ・スクールの仕組みの基本的方向性

##### (5) 小中一貫教育への対応など学校間連携の推進の観点

地域ぐるみで子供たちの義務教育9年間の学びを支える仕組みとして，中学校区の複数の学校が連携した教育支援体制を構築することは重要であり，小中一貫教育とコミュニティ・スクールを有機的に組み合わせることで大きな成果を上げている例も見られる。これらの一体的な導入により，地域住民や保護者等と教職員とが，学校の教育目標や，学校・子供たちが抱える課題やその解決策等について9年間を見通して共有し，より広い地域からの組織的・継続的な学校支援体制を整えることが可能となる。特に，小中一貫教育をこれから導入しようという地域においては，導入前から関係の小学校・中学校について学校運営協議会を合同で設置し，学区の地域住民や保護者等の意向を反映させながら，新たなカリキュラムや学校施設の在り方等を具体的に構想していく工夫も考えられる。

### 第3章 地域の教育力の向上と地域における学校との協働体制の在り方

#### 第1節 地域における学校との連携・協働の意義 ポイント

- ◆ 厳しい教育環境の中，子供を軸として，次代を担う子供たちの成長に向けての目標を共有し，地域社会と学校が協働して取り組むことが必要。

- ◆ 地域と学校が連携・協働することで、新しい人と人とのつながりも生まれ、地域の教育力の向上につながる。
- ◆ 地域の教育力の向上は、地域の課題解決や地域振興、さらには、持続可能な地域社会の源となり、「生涯学習社会」の構築にも資する。

### 第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性 ポイント

「支援」から「連携・協働」, 「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- ◆ 地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育て、共に地域を創る。
- ◆ 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として、その取組を積極的に推進。
- ◆ 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展。
- ◆ 地域学校協働本部には、①コーディネート機能、②多様な活動、③持続的な活動の3要素が必須。
- ◆ 地域学校協働本部の実施を通じて、教職員と地域住民等との信頼関係が醸成され、コミュニティ・スクールの導入につながっていく効果も期待される。
- ◆ 地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す。

## 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き

文部科学省（平成28年12月26日）

## 第3章 基本的な導入手順とPDCAの推進

### (1) 現状把握と課題の特定（地域とともにある学校づくり）

小中一貫教育の導入に当たっては、保護者や地域住民の声を丁寧に聴き、共に新しい学校づくりを行うという姿勢が大切であり、地域住民等とビジョン・目標を共有し、地域一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図ることが重要です。このような観点から、例えば学校運営協議会や学校支援組織との定期会合等を通じて、地域住民とも教育上の課題を共有するとともに、地域の思いや願いを把握し、新たな学校づくりに生かしていくことが考えられます。

小中一貫教育の導入を契機として、地域住民や保護者との議論を積み上げ、協力体制を築くことが、より良い学校づくりにつながります。

## 第4章 指導の一貫性の確保

### 1. 基本的な考え方

- ・ 小中一貫教育の中核となるのは、義務教育9年間を見通し、系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することです。
- ・ 第3章で述べたように、教職員の共通認識の下で、義務教育9年間を見通した学校教育の目標（中学校卒業時点での目指す子供像）をなるべく具体的に設定した上で、目標達成のための手段として、各教科等の系統性を重視した教育課程を編成し、各学年の年間指導計画として実施する必要があります。
- ・ その際には、それぞれ学校段階を超えたつながり（接続の円滑化）だけでなく、小学校段階内や中学校段階内での異なる学年のつながりも含め、9年間の系統性・連続性を重視して、取組を改善することが重要です。発達の段階に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを意識しながら教育課程全体を編成していくことが求められます。

- また、各教科等の内容項目の指導以外にも、児童生徒の実態や課題を踏まえ、個々の学年・学級の指導計画レベルも含め、どのような取組を一貫させたり、発展的に継続させたりするかを検討することが求められます。小中一貫教育という点、相互乗り入れ指導や異学年交流、合同行事などがイメージされることが多いですが、それらは小中一貫教育の特長を生かした取組の一つに過ぎず、それらに取り組みただけからといって、必ず成果を上げることができると考えるべきではありません。
- このようにして義務教育9年間の一貫性を強めた教育活動を検討することにより、「これまで小学校と中学校はそれぞれ組織的・継続的な取組を行うことができていたのか」といった基本的な事柄について改めて確認し、改善につなげることが可能となります。
- 教育基本法では「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」とされており、小中一貫教育の取組は、こうした教育基本法の要請を小学校段階と中学校段階を一貫させて徹底するものであると位置づけることができます。
- なお、教育活動を効果的に展開していく上では、個々の教員の創意工夫を推奨することが重要であることは言うまでもありません。このため、一貫性・継続性を強める取組を行う際は、全てを統一しようとするのではなく、児童生徒の実態を勘案し、どのような取組を一貫させ、継続させることが望ましいかを吟味した上で、共通認識を持って取り組むことが大切です。また、個々の教員の創意工夫を教職員集団で積極的に共有し、効果的な取組が校内に広がるような手立てを講じることや、それらの手立てを一貫教育の教育課程や指導計画に位置づけていくことも重要です。

## 小学校学習指導要領ならびに小学校学習指導要領解説 総則編

文部科学省（平成29年3月・6月）

### 小学校学習指導要領 総則 4 学校段階等間の接続

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

(解説)

小学校低学年は、幼児期の教育を通じて身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、児童の資質・能力を伸ばしていく時期である。幼稚園教育要領等においては、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱を一体的に育むように努めることや、幼児期の教育を通して資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿を幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として示している。

この幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりに幼稚園の教師等と子供の成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切である。

小学校においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を更に伸ばしていくことができるようにすることが重要である。

その際、低学年における学びの特質を踏まえて、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育むことを目的としている生活科と各教科等の関連を図るなど、低学年における教育課程全体を見渡して、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるように工夫する必要がある。特に、小学校の入学当初においては、幼児期の遊びを通じた総合的な指導を通じて育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、スタートカリキュラムを児童や学校、地域の実情を踏まえて編成し、その中で、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の編成など、指導の工夫や指導計画の作成を行うことが求められる。

こうした幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連や、スタートカリキュラムの編成の工夫については、各教科等の章における指導計画の作成と内容の取扱いにおいても示されているところである。

(2) 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

(解説)

小学校及び中学校の義務教育段階においては、教育基本法第5条第2項が規定する「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を卒業段階までに育むことができるよう、学校教育法並びに小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に示すところに従い、小学校及び中学校9年間を通じて育成を目指す資質・能力を明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められる。

したがって①小学校教育には、学級担任が児童の生活全般に関わりながら、各教科等の指導を含めた児童の育ちを全般的に支えることを通して、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を受け継ぎ、児童に義務教育としての基礎的な資質・能力の育成を目指した教育を行うことが、②中学校教育には、学級担任による日常的な指導と教科担任による専門性を踏まえた指導とを行う中で、小学校教育の成果を受け継ぎ、生徒に義務教育9年間を通して必要な資質・能力の育成を目指す教育を行うことがそれぞれ求められる。このような観点から、小学校と中学校の接続に際しては、義務教育の9年間を通して児童生徒に必要な資質・能力を育むことを目指した取組が求められる。具体的には、例えば同一中学校区内の小学校と中学校の間の連携を深めるため、次のような工夫が考えられる。

- ・ 学校運営協議会や地域学校協働本部等の各種会議の合同開催を通じて、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを、学校、保護者、地域間で共有して改善を図ること。
- ・ 校長・副校長・教頭の管理職の間で、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを共有し、改善を図ること。
- ・ 教職員の合同研修会を開催し、地域で育成を目指す資質・能力を検討しながら、各教科等や各学年の指導の在り方を考えるなど、指導の改善を図ること。
- ・ 同一中学校区内での保護者間の連携・交流を深め、取組の成果を共有していくこと。

特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、こうした工夫にとどまらず、9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成し、小学校と中学校とで一体的な教育内容と指導体制を確立して特色ある教育活動を展開していくことが重要となる。